



【厚生年金基金】 代行部分の分離計算 延期（速報）

代行部分の分離計算の実施時期を1年以上延期することが決定された旨、厚生労働省から信託協会へ連絡がありました。このため、平成21年3月31日基準で掛金計算を行う基金は、財政検証に抵触した場合と財政再計算や変更計算に該当したことになります。

- ・代行部分の分離については、7月16日のPENSION NEWS(※)をご参照ください。
(※) <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090716pnpsdsm.pdf>
- ・本件詳細は不明ですが、平成22年3月31日以降に一定の暫定措置期間が設けられ、この間に代行部分を分離する必要があるものと考えられます。（詳細が明らかになり次第ご案内いたします。）
- ・ただし、長期運営計画については代行部分の分離計算を考慮して策定することとされています。

<ご参考> 厚生労働省からの連絡内容（原文）

平成21年7月15日付で意見募集していた「厚生年金基金の財政運営基準の改正について（案）」の取扱いを以下の通りとしたことを連絡する。

1. 適用時期

「①掛金計算時の基本プラスアルファ部分と代行部分の分離」の適用時期については、意見募集の内容から変更し、平成22年3月31日以降を基準日とする財政計算（財政再計算を含む）からの適用とする。

※「②数理債務等を計算する時に使用する掛金」については、意見募集の内容通り、平成22年3月31日以降を基準日とする財政計算（財政再計算を含む）からの適用となる。

2. 経過措置

「①掛金計算時の基本プラスアルファ部分と代行部分の分離」、「②数理債務等を計算する時に使用する掛金」については、上記適用時期以外は意見募集の内容通り実施するものとする。ただし、現在の市場環境や基金の状況を踏まえ、現行財政運営基準の暫定措置期間（平成24年3月末まで<基準日ベース>）の間は、現行財政運営基準に則した取扱いができるものとする。

3. その他

長期運営計画については、平成22年3月30日以前を基準日とする場合であっても、「①基本プラスアルファ部分と代行部分の分離」を考慮して行うこと。

なお、パブコメに付した予定死亡率には誤植があったため、修正する（別途周知済み）。

以上

